

保護者様

玉村町教育委員会
教育長 角田 博之

夏季休業明けの分散登校・登園の実施及び保護者の皆様へのお願いについて

日頃より、学校園の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、10代を含む若年層にも強い感染力を持つとされる変異株の広がり等により、全国的に新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大が続いており、群馬県においても、これまでにない深刻な状況にあります。こうした状況を踏まえ、8月20日（金）から9月12日（日）までの間、群馬県が緊急事態宣言の対象地域となりました。ご家庭におかれましては、夏季休業中も感染対策にご留意いただいているところですが、群馬県内と玉村町内での児童生徒の感染拡大の兆候に鑑み、一斉に登校する夏季休業明けの感染の急拡大を未然に防止する必要性があると判断し、町内の小中学校及び幼稚園において、2学期の始業日の8月30日（月）から9月10日（金）までの間を「健康観察期間」として、分散登校を実施することとしました。

つきましては、登校について、感染防止を徹底するために下記のとおりといたしますので、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 登校・登園について

<8月30日（月）から9月10日（金）まで>

- ・分散登校とします。

※全校児童生徒を学級内等で2グループに分けるなど、密の状態を作らないように留意しながら授業等を開始します。

※詳しい日程、時間、活動の内容、家庭学習の仕方等については、学校から連絡します。

※期間中の放課後児童クラブ及び児童館については、密の状態を防ぐため、できる限り利用を控え、家庭で過ごすようにご協力をお願いします。

<9月13日（月）以降>

- ・通常登校・登園とします。

2. 給食について

- ・8月30日（月）～9月6日（月） なし（午前放課）
- ・9月7日（火）～9月10日（金） あり

3. 登校・登園にあたっての留意点について

○児童生徒と同居家族について毎日の検温をして、健康観察をお願いします。

○児童生徒や同居家族に発熱等の風邪の症状が見られたときは、登校・登園せず自宅で休養させてください。欠席とはなりません。

○家庭内感染が広がっています。ご家庭においても、手洗い・消毒・マスク・換気等の感染予防の徹底にご協力をお願いします。

○本人及び家族等が新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、濃厚接触者となった場合、PCR検査を受ける場合は、必ず学校・園に連絡をお願いします。（土・日曜日は、町役場 0270-65-2511 へ）

4. 中学校の部活動と小学校の陸上記録会の練習について

- ・緊急事態宣言期間中の8月20日（金）から9月12日（日）まで休止とします。

※上記については、現時点での対応であり、県内や町内における感染状況等により変更することがあります。その場合は、追って連絡いたします。